

国立研究開発法人森林研究・整備機構試験研究用林木遺伝資源配布要領

平成21年1月5日 20森林林育第242号

最終改正：令和7年3月25日（6森林林育第447号）

（趣旨）

第1条 試験研究用の林木遺伝資源の配布については、国立研究開発法人森林研究・整備機構林木遺伝資源管理規程（以下「管理規程」という）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要領において、林木遺伝資源とは管理規程第3条第一号に定めるものをいう。

（配布対象とする林木遺伝資源）

第3条 国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）以外の者からの申請に基づいて配布する林木遺伝資源の対象は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 一 林木育種センター及び各育種場（以下「センター等」という。）に保存されているもの。又は、保存することが妥当と考えられるものであること。
- 二 配布に必要な量の確保が容易であること。
- 三 発芽力等品質について問題がないこと。
- 四 機構以外の者が種苗法（平成10年法律第83号）第5条の規定に基づく品種登録の出願を行っている品種又は同法第18条第1項の規定に基づく品種登録を受けている品種（以下「登録品種等」という。）に係るものでないこと。
- 五 国立研究開発法人森林研究・整備機構組織及び事務分掌規程第213条から第217条に掲げる指導普及・海外協力部の業務に基づき収集された育種素材に係るものでないこと。

（配布目録の作成）

第4条 センター等に保存する林木遺伝資源のうちで配布対象とするものについては、配布目録を作成するものとする。

- 2 林木遺伝資源の保存状況等を勘案し、必要に応じ配布目録の見直しを行うものとする。
- 3 配布目録は、インターネット等により幅広く情報提供するものとする。

（配布等の申請）

第5条 センター等に保存している林木遺伝資源の配布を受けようとする者は、別記様式1による配布申請書（以下「申請書」という。）を、センター所長に提出するものとする。

- 2 センター等にいまだ保存していない林木遺伝資源の配布予約を受けようとする者は、別記様式2による配布予約申請書（以下「予約申請書」という。）をセンター所長に提出するものとする。

（配布等の制限）

第6条 前条の申請書又は予約申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、林木遺伝資源の配布又は配布予約を拒み、又はその数を制限することができるものとする。

- 一 当該申請に係る林木遺伝資源が不足する場合又は確保できないと見込まれるとき。
- 二 申請に係る林木遺伝資源が第3条の配布対象とする林木遺伝資源に該当しないとき。
- 三 配布申請者又は配布予約申請者が管理規程及びこの要領に違反したことがあるとき。

四 登録品種等（登録品種等が交雑品種である場合は、その親品種を含む。）について、「植物の新品種の保護に関する国際条約」加盟国への申請が行える期間内における配布であるとき。

五 機構以外の者の提供に係る林木遺伝資源について、当該提供者が当該林木遺伝資源の配布に同意していないとき。

六 その他我が国の森林資源や林業に重大な悪影響を及ぼすおそれがある等により配布を不適当と認めたとき。

（配布等の通知）

第7条 第5条第1項に規定する申請書の提出があった場合には、センター所長は、速やかに配布の可否を決定し、別記様式3により通知するものとする。

2 同条第2項に規定する予約申請書の提出があった場合には、センター所長は、速やかに配布予約の応諾の可否を決定し、別記様式4により通知するものとする。

3 配布予約申請のあった林木遺伝資源が配布可能となった場合は、別記様式5により通知するものとする。

（配布が困難になった場合の通知）

第8条 センター所長は、配布又は配布予約が可能として前条の通知を行った後、第6条に掲げる理由により申請に係る林木遺伝資源の配布が困難になった場合は、その理由を付して申請者にその旨を通知するものとする。

（同意署名）

第9条 林木遺伝資源の配布にあたっては、別紙により林木遺伝資源利用に関する条件を付し、申請者の同意署名を求めるものとする。

（配布単位及び価格）

第10条 林木遺伝資源の配布単位及び価格は、別表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる配布単位量につき、種子及び花粉2,000円、穂木3,000円、苗木3,700円（税抜き）で配布するものとする。価格については、5年を目途に必要な見直しを行うものとする。

（配布価格の減額等）

第11条 配布価格の減額及び免除については、次のとおりとする。

一 都道府県及び森林管理局（以下「県等」という。）へ精英樹の種子を配布する場合は無償とする。

二 県等へ精英樹及び抵抗性品種等の苗木及び穂木を配布する場合は、国立研究開発法人森林総合研究所林木育種センター種苗配布規程に定める価格と同額とする。

（代金の支払い）

第12条 林木遺伝資源の配布を受けようとする者は、その代金を機構の指定する方法で、指定する期日までに支払わなければならない。

（配布送料）

第13条 林木遺伝資源の配布送料については、郵便、小型郵便小包及びこれと類するもので安価で

送付できるもの及び職員への配布を除き、配布申請者又は配布予約申請者の着払いとする。この場合、配布通知書に着払いとなる旨付記しておくものとする。

(使用等の制限)

第14条 林木遺伝資源の配布を受けた者は、当該林木遺伝資源を自己の試験研究の用に供するものとし、第三者に使用させ、又は譲渡してはならない。ただし、センター所長が特別に認めた場合は、この限りではない。

(変更の届出)

第15条 林木遺伝資源の配布を受けた者は、当該林木遺伝資源を用いて行おうとする試験研究について申請書又は予約申請書に記載した事項に変更を生じたときは、遅滞なく、別記様式6により届出書をセンター所長に提出しなければならない。

(試験研究結果等の報告)

第16条 林木遺伝資源の配布を受けた者は、当該林木遺伝資源に係る試験研究が終了したとき（新たに品種を育成した場合を含む。）は、遅滞なく、別記様式7による報告書をセンター所長に提出しなければならない。また、成果を公表する場合には、センターから配布を受けた林木遺伝資源を使用した旨を明示しなければならない。

- 2 試験研究の実施期間が3年を越える場合には、2年後に別記様式8により中間報告書をセンター所長に提出しなければならない。
- 3 センター所長は、前項までに定める試験研究結果等の報告がない場合は、報告の徴収を行う等配布した林木遺伝資源の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 センター所長は、林木遺伝資源の配布を受けた者に対し、当該林木遺伝資源に係る試験研究の実施状況、明らかとなった特性情報等について報告を求めることができる。

(職員への配布)

第17条 第5条に規定する配布申請書又は配布予約申請書及び前条第1項に規定する報告書の提出については、機構職員への配布の場合にも準用するものとし、この場合の提出先は、センター所長とし、配布価格は無償とするものとする。

(共同研究等にかかる配布)

第18条 機構と機構以外の機関等において、共同で実施する事業・試験研究にかかる相手方機関等への林木遺伝資源の配布は、無償とするものとする。

(海外への配布)

第19条 海外への配布及び配布価格の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 海外への精英樹、エリートツリー、抵抗性品種等及びそれらの候補木の穂木、苗木、種子及び花粉等の配布については、原則として配布しないものとする。
- 二 海外への前号以外の遺伝資源の配布については、原則として管理規程第15条に定める交換で対応するものとし、配布価格は、原則として無料とする。
- 三 海外に配布する場合において、第6条第六号の規定にかかる事項については、必要に応じ林野庁の意見を踏まえるものとする。

附則

この要領は、平成21年1月5日から適用する。

附則（平成23年4月21日 23森林林育第10号）

この要領は、平成23年4月21日から適用する。

附則（平成26年2月21日 25森林林育第301号）

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附則（平成27年3月26日 26森林林育第352号）

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附則（平成29年3月30日 28森林林育第387号）

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附則（平成31年4月19日 31森林機構第011601号）

この要領は、平成31年5月1日から施行する。

附則（令和元年9月10日 元森林林育第060201号）

この要領は、令和元年10月1日から適用する。

附則（令和2年11月30日 2森林機構第082602号）

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附則（令和3年3月30日 2森林林育第122605号）

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附則（令和7年3月25日 6森林林育第447号）

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

別表

種 類		配布単位量
種 子	ヤマナラシ・シラカンバ	0.1 g
	サワラ・カツラ	0.5 g
	ネズコ・ヤシャブシ	1 g
	エゾマツ・トウヒ・ヒノキ	2 g
	カラマツ・アカエゾマツ・スギ・アスナロ	3 g
	トドマツ・アカマツ・クロマツ・ケヤキ・キハダ	5 g
	モミ・コウヤマキ・イタヤカエデ	10 g
	イチイ・クスノキ・ヤチダモ	100 粒
	チョウセンゴヨウ・ブナ・ホオノキ	50 粒
	クリ・ツブラジイ・クヌギ・コナラ・ミズナラ・ トチノキ・オニグルミ	30 粒
花 粉		0.5ml
穂 木		5 本
苗 木		3 本

備考 1 この表に掲げられていない種類の林木遺伝資源の配布単位量は、それを含む種類の林木遺伝資源の配布単位量に準ずるものとする。

備考 2 種子について、この表に掲げられていない種類の林木遺伝資源の配布単位量は、その属する科、属又は種に類似する種類の林木遺伝資源の配布単位量に準ずるものとする。

別紙

同意書(林木遺伝資源)

令和 年 月 日付けで配布申請した_____の
林木遺伝資源の使用にあたっては、

- (1) 「試験研究用林木遺伝資源配布申請書」に記載した試験研究用に使用します。ただし、使用者は本同意書に記載された範囲での林木遺伝資源の使用に関する権利を除き、知的財産権その他一切の権利が使用者に譲渡されるものでないことを承諾します。
- (2) 配布を受けた「林木遺伝資源」は、第三者に譲渡・転売・貸与しません。ここでの「譲渡・転売・貸与」とは、知的財産権、実施権等の全ての権利の移動あるいは移転ないしは引き渡しを含みます。
- (3) 使用者が第三者の知的財産権その他の権利を侵害した場合、使用者及び所属機関の責任において必要な一切の対応をします。また、違反行為をしたことにより国立研究開発法人森林研究・整備機構に損害を生じせしめたときは、使用者及び所属機関は、これを賠償する責任を負います。
- (4) 林木遺伝資源の使用によって損失が生じた場合は、国立研究開発法人森林研究・整備機構の故意または重大な過失によるものでない限り、使用者の責任で処理します。
- (5) 使用期間が終了次第、試験研究の結果を報告します。
- (6) 試験研究の結果を公表する場合は、当該林木遺伝資源が国立研究開発法人森林研究・整備機構 ジーンバンク事業により配布を受けたことを明記し、公表した論文・資料等を送付します。
- (7) 当該林木遺伝資源を用いた試験研究によって特許権その他の権利を得る場合は、事前に国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター所長に通知します。権利は、原則として国立研究開発法人森林研究・整備機構等及び配布申込者等の共有とし、権利の持ち分については協議し、合意の上決定します。
- (8) 配布を受けた林木遺伝資源から生ずる利益については、生物多様性条約に従って原産国の主権的権利を尊重します。

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所林木育種センター所長 殿

令和 年 月 日

申請者名	印
所属部科室等の長の氏名	印

- 注1 氏名を自署又はサインする場合には、押印を省略することができます。
- 2 押印する場合も含めて、FAX・PDF 形式等の写しで提出することができます。

別記様式 1

試験研究用林木遺伝資源配布申請書

年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所林木育種センター所長 殿

住 所
氏 名（研究代表者の所属・氏名）

下記のとおり林木遺伝資源の配布を申請します。

記

- 1 配布を受けようとする試験研究用林木遺伝資源の樹種、品種(系統)名、又は形態（種子、花粉、穂木、苗木その他の区分）及び数量
- 2 配布希望の時期
- 3 配布を受けようとする林木遺伝資源を用いて行おうとする試験研究の概要
 - (1) 目 的
 - (2) 内 容
 - (3) 実施期間
 - (4) 実施場所
 - (5) 試験研究担当者

※本申込にかかる林木遺伝資源の使用については、本試験研究以外には使用しません。

備 考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式 2

試験研究用林木遺伝資源配布予約申請書

年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所林木育種センター所長 殿

住 所
氏 名（研究代表者の所属・氏名）

下記のとおり試験研究用林木遺伝資源の配布予約を申請します。

記

- 1 配布を受けようとする林木遺伝資源の樹種、品種(系統)名又は産地、形態（種子、花粉、穂木、苗木その他の区分）及び数量
- 2 配布希望の時期
- 3 配布を受けようとする林木遺伝資源を用いて行おうとする試験研究の概要
 - (1) 目 的
 - (2) 内 容
 - (3) 実施期間
 - (4) 実施場所
 - (5) 試験研究担当者

※本申込にかかる林木遺伝資源の使用については、本試験研究以外には使用しません。

備 考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式 3

番 号
年 月 日

配布申請者 殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所林木育種センター所長

試験研究用林木遺伝資源配布通知書

令和 年 月 日付けで配布申請のあった試験研究用の林木遺伝資源について、下記のとおり配布します。

記

樹 種	品種(系統) 名 又は産地	配布形態	配布量

備考 1 この様式の配布形態の欄は、種子、花粉、穂木、苗木その他の区分により記載すること。

番 号
年 月 日

配布予約申請者 殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所林木育種センター所長

試験研究用林木遺伝資源配布予約申請応諾通知書

令和 年 月 日付けの試験研究用林木遺伝資源配布予約申請について応諾します。

なお、配布予約申請のあった林木遺伝資源については、収集できないことなどにより、配布ができない場合もありますのでご了承下さい。
また、配布が可能となった場合には、その時点で通知します。

別記様式 5

番 号
年 月 日

配布予約申請者 殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所林木育種センター所長

試験研究用林木遺伝資源配布通知書

令和 年 月 日付で配布予約申請のあった試験研究用林木遺伝資源について、下記のとおり配布します。

記

樹 種	品種(系統) 名 又は産地	配布形態	配布量

備考 1 この様式の配布形態の欄は、種子、花粉、穂木、苗木その他の区分により記載すること。

別記様式 6

林木遺伝資源（配布・配布予約）申請書記載事項変更届出書

年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構

森林総合研究所林木育種センター所長 殿

住 所

氏 名（研究代表者の所属・氏名）

令和 年 月 日付けをもって提出した林木遺伝資源（配布・配布予約）申請書の記載事に下記のとおり変更を生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更した年月日

2 変更した事項

3 変更した理由

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 （ ）内の不要な字句を抹消して使用のこと。

別記様式 7

林木遺伝資源試験研究結果報告書

年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所林木育種センター所長 殿

住 所
氏 名（研究代表者の所属・氏名）

令和 年 月 日付けをもって配布を受けた林木遺伝資源に係る試験研究が終了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 配布を受けた試験研究用の林木遺伝資源
 - (1) 樹種及び品種(系統)名
 - (2) 形態（種子、花粉、穂木、苗木その他の区分）
- 2 試験研究の目的及び内容
- 3 試験研究の実施期間
- 4 試験研究経過の要約
(成果として印刷物があれば添付してください。)

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式 8

林木遺伝資源試験研究結果中間報告書

年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構

森林総合研究所林木育種センター所長 殿

住 所

氏 名（研究代表者の所属・氏名）

令和 年 月 日付けをもって配布を受けた林木遺伝資源に係る試験研究について、下記のとおり報告します。

記

1 配布を受けた試験研究用林木遺伝資源

(1) 樹種及び品種(系統)名

(2) 形態（種子、花粉、穂木、苗木その他の区分）

2 試験研究の目的及び内容

3 試験研究の実施期間

4 試験研究経過の要約

（成果として印刷物があれば添付してください。）

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。